

答申保第52号  
平成28年9月7日  
(諮問保第68号・第69号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が不開示とした精神医療審査会の審査議事録のうち、「平成〇年〇月〇日審査議事録」1頁11行目1文字目から3文字目までについては開示すべきであるが、その他の部分是不開示が妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

ア 諮問保第68号関係

異議申立人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、平成27年3月27日付けで、別表1のとおり保有個人情報開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成27年4月28日付け精保第24号で、保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分1」という。）を行った。

その後、本件処分1を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成27年6月23日付けで異議申立てがなされたものである。

イ 諮問保第69号関係

異議申立人は、条例第11条の規定に基づき、平成27年4月4日付けで、別表2のとおり保有個人情報開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成27年4月28日付け精保第26号で、保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分2」という。）を行った。

その後、本件処分2を不服として、行政不服審査法第6条の規定に基づき、平成27年6月23日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件処分1及び本件処分2を取消して、全部開示決定されるとの決定を求めるというものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書において述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 条例第13条第2号に該当で、しかもそのただし書のいずれにも該当しないとの事である。

しかし、ただし書のア・イ・ウに該当し全部開示される性質の物である。  
この件も非開示理由が理由附記の要件を欠き違法である。

イ 法令の規定により又は慣行として、公にされ、又は公にすることが予定されている情報は、開示の対象となるとのことで、この慣行とは、慣習法に至らずとも、事実上の慣習、慣行で足りるとの大阪地判平成16年4月15日、「公にする」とは、何人に対しても等しく公開するとの意味である旨で大阪地判平成20年1月16日。

ウ 公益上の義務的開示情報として、人の生命、健康、生活又財産を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報は、開示の対象となるとの事で東京地判平成15年10月31日最高裁HPがある。

エ 医療保護入院者の定期病状報告書等には、開示請求者（当方）の生活歴、現病歴、現在の精神症状、問題行動等が記載されており、これを開示することで、医療保護入院に係る円滑な事務の執行に支障を及ぼすおそれには該当せず、当方の個人の問題であり、これらの記載されている内容が正確なものであるか精査する必要がある。

オ 主治医〇〇医師や保護者妻〇〇や長男〇〇の意見等は全て黒塗りして不開示にしているが、条例第8条第2項第1号、第6号や第13条第2号ただし書ア・イ・ウにそれぞれ該当し、全部開示される性質の物である。

カ 〇〇病院を退院（平成〇年〇月〇日）直後は、食事の際等手が震えて箸もうまく使えず、介護用の専用箸を購入して使用していた関係から、〇〇市より平成〇年〇月〇日に要介護4の介護保険証の交付を受けている。

平成〇年〇月〇日医療法人〇〇クリニック〇〇医師より、〇〇病院を退院直後の平成〇年〇月〇日からリハビリを開始した事実が裏付けられている。

キ 〇〇病院に、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日迄行動制限付きの医療保護入院を無理矢理させられた関係から、〇〇市保健所が毎年行っている「〇〇」で前立腺癌のPSA検査が、自由に出来ず、早期に前立腺癌の発見治療が出来なかった。

以上の客観的証拠で、医療保護入院を名目にした逮捕監禁により、要介護4の認定が裏付けられる〇〇クリニック〇〇医師診断書等で、逮捕監禁と傷害の間に確実に行為と結果の相当因果関係（判例上）が認められ逮捕監禁致傷罪は成立する。

ク 保有個人情報全部開示されなかった場合は、逮捕監禁致傷罪等の共犯（幫助罪）の犯罪構成要件に該当する有責違法な行為であり、更に刑事訴訟の規定により公務員は職務を通じて犯罪が思料される場合は捜査機関に告発義務がある旨をこれまでの資料で明確に警告している。よって、今後の対応次第では仮に逮捕監禁致傷罪が立証す

るに必要な疎明資料が仮に不足していたと判断された場合でも、今回、新たに収集した証拠資料により傷害罪で強制捜査である通常逮捕状発布を得るだけの相当の理由の疎明資料は確保出来た。

### 3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 対象保有個人情報

##### ア 諮問保第68号関係

(ア) 平成〇年及び平成〇年に異議申立人が行った退院及び処遇改善の請求に係る精神医療審査会から知事への審査結果の通知書

(イ) 平成〇年及び平成〇年に異議申立人が行った退院及び処遇改善の請求に係る精神医療審査会の審査議事録

(ウ) 平成〇年〇月〇日付けで提出された異議申立人の「医療保護入院者の定期病状報告書」

(エ) 平成〇年〇月〇日付け及び平成〇年〇月〇日付けで提出された異議申立人の「医療保護入院者の退院届」

##### イ 諮問保第69号関係

平成〇年及び平成〇年に異議申立人が行った退院及び処遇改善の請求に係る「主治医の意見書」

#### (2) 一部開示決定の理由

##### ア 諮問保第68号関係

対象保有個人情報に別表3のとおり条例第13条の不開示情報が含まれているため、当該不開示情報に該当する部分を除いて一部開示とした。

##### イ 諮問保第69号関係

対象保有個人情報に別表4のとおり条例第13条の不開示情報が含まれているため、当該不開示情報に該当する部分を除いて一部開示とした。

### 4 審査会の判断

#### (1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
-------	-----------

平成27年 7月24日	諮問保第68号及び第69号に係る諮問を受けた。
8月31日	諮問保第68号及び第69号に係る処分理由説明書を実施機関から受理した。
9月4日	諮問保第68号及び第69号に係る処分理由説明書を異議申立人に送付し、意見書の提出を求めた。
平成28年 5月25日	諮問保第68号及び第69号に係る意見書を異議申立人から受理した。
6月17日	諮問の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取) 諮問保第68号及び第69号について、鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会運営要領第4条の規定により、併合して審議を行うこととした。
8月24日	諮問の審議を行った。

## (2) 審査会の判断

### ア 本件対象保有個人情報について

#### (ア) 諮問保第68号関係

本件処分1に係る対象保有個人情報として実施機関が特定したのは、上記3(1)アのとおりである。

実施機関は別表3の不開示理由のとおり、本件不開示情報1から9までを条例第13条第1号、第2号、第3号ア、第5号、第6号及び第7号ウに該当するとして一部開示としたとしている。

異議申立人は本件処分1の取消しを求めていることから、それぞれの不開示理由の妥当性について検討する。

#### (イ) 諮問保第69号関係

本件処分2に係る対象保有個人情報として実施機関が特定したのは、上記3(1)イのとおりである。

実施機関は別表4の不開示理由のとおり、本件不開示情報10及び11を条例第13条第1号、第2号、第5号及び第7号ウに該当するとして一部開示としたとしている。

異議申立人は本件処分2の取消しを求めていることから、それぞれの不開示理由の妥当性について検討する。

### イ 医療保護入院について

医療保護入院とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」という。)第33条第1項に基づく入院形態であり、精神保健指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であって、当該精神障害のために本人の同意に基づく入院が行われる状態にないと判定されたもの等について、家族等の同意があるときに、精神科病院の管理者が、本人の同意なくその者を入院させるものである。

ウ 定期の報告及び退院等の請求について

法第38条の2第2項は、医療保護入院者を入院させている精神科病院の管理者は、医療保護入院者の症状等について、定期に都道府県知事に報告しなければならない旨を定めている。

精神科病院に入院中の者又はその家族等は、法第38条の4に基づき、都道府県知事に対し、当該入院中の者を退院させ、又は精神科病院の管理者に対し、その者を退院させることを命じ、若しくはその者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じることを求めることができる。

都道府県知事は、法第38条の2の定期の報告があったときは、法第38条の3に基づき、法第38条の4の退院及び処遇改善の請求を受けたときは、法第38条の5に基づき、当該入院中の者について、その入院の必要があるかどうか、又はその処遇が適当であるかどうかに関し、精神医療審査会に審査を求めなければならないとされている。

エ 精神医療審査会について

精神医療審査会は、法第12条の規定により設置されている機関であり、その委員は、法第13条の規定により、精神障害者の医療に関し学識経験を有する者、精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者及び法律に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命することとされ、法第14条の規定により、その指名する委員5人をもって構成する合議体で審査することが定められている。

また、退院及び処遇改善の請求の審査においては、法第38条の5第3項の規定により、当該審査に係る請求者及び精神科病院の管理者又は代理人の意見を聴かなければならないとされており、同条第2項の規定により、その審査結果を知事に通知することとなっている。

オ 条例第13条第1号（開示請求者に関する情報）該当性について

(ア) 条例第13条第1号

条例第13条第1号は、「開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」を不開示情報としている。

(イ) 本件不開示情報3の条例第13条第1号該当性

実施機関は、本人の同意なくその者を入院させる医療保護入院の性質上、通常、公文書の記載内容と本人の病識等との間に相違が生じ、異議申立人の今後の治療に対しての反発等が予想されることから、結果として、異議申立人の病状が悪化するおそれがあるため不開示としたとしており、本件不開示情報3が条例第13条第1号に該当するか否かの判断は、本件不開示情報3を開示することが異議申立人の生命・健康にどのような影響を与えるかということにかかるといえることができる。

一般に診療情報の開示により、患者の心身へどのような影響を与えるかについて

の第一義的な判断は、医学上の専門的な学識経験を持つ医師に求められるものと言わざるを得ず、当該医師の判断を覆すには、社会通念上あるいは経験則上、当該医師の判断について、合理性を欠くと認められる特段の事情の存在が必要であると解される。

本件不開示情報3は、精神科の医師である精神保健福祉センター所長が、開示した場合の異議申立人本人の病状への悪影響を勘案して不開示としたものであるが、当審査会が、実施機関の口頭説明において、本件不開示情報3を開示することによる異議申立人の病状に与える影響とその判断根拠等について、詳細な説明を聴取したところによれば、異議申立人は、これまで一貫して自分は精神障害者ではないことを主張して病識を欠いていることから、本件不開示情報3を開示することにより、今後の治療に対しての反発等が予想され、異議申立人の病状が悪化するおそれがあるとのことであり、当該医師の判断を覆すような特段の事情も認められないことから、当審査会においても当該医師の判断を尊重すべきであると考えます。

したがって、本件不開示情報3を条例第13条第1号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

カ 条例第13条第2号（第三者に関する情報）該当性について

（ア）条例第13条第2号

条例第13条第2号本文では、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

また、同号ただし書において、「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであつても、開示しなければならない旨規定されている。

（イ）本件不開示情報1のうち、「平成〇年〇月〇日審査議事録」1頁11行目1文字目から3文字目までの条例第13条第2号該当性

本件不開示情報1は、異議申立人が行った退院及び処遇改善の請求に係る鹿児島県精神医療審査会の審査における発言者が記載されている。

審査会において、本件不開示情報1を見分したところ、本件不開示情報1のうち、

「平成〇年〇月〇日審査議事録」1頁11行目1文字目から3文字目までの情報については、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものとは認められないため、条例第13条第2号には該当しない。

(ウ) 本件不開示情報4、8及び10の条例第13条第2号該当性

本件不開示情報4、8及び10は、異議申立人以外の第三者に関する氏名等の情報であり、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、条例第13条第2号本文の不開示情報に該当する。

異議申立人は、主治医〇〇医師や保護者妻〇〇や長男〇〇の意見等は全て黒塗りして不開示にしているが、条例第13条第2号ただし書ア・イ・ウにそれぞれ該当し、全部開示される性質の物であると主張している。

しかしながら、第三者に関する氏名等の情報と同内容の情報について、本人が知ることができた事情があったとしても、それが個別的な事情にとどまる限り、条例第13条第2号ただし書アの「慣行として」には当たらないと解されており、仮に、本人が第三者に関する氏名等を知っていたとしても、第三者に関する氏名等が慣行として異議申立人が知ることができ、又は知ることが予定されているとは認められないことから、条例第13条第2号ただし書アに該当しないものと認められ、同号ただし書イ及びウに該当すべき事情も見当たらない。

したがって、本件不開示情報4、8及び10を条例第13条第2号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

なお、本件不開示情報4、8及び10は、条例第13条第2号の不開示情報に該当すると認められるので、本件不開示情報8及び10の同条第5号該当性については判断するまでもない。

キ 条例第13条第3号（法人等に関する情報）該当性について

(ア) 条例第13条第3号

条例第13条第3号は、「法人その他の団体（国，独立行政法人等，地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて，次に掲げるもの。」と規定し、「ア 開示することにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」，「イ 実施機関の要請を受けて，開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて，法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質，当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」については，同号ただし書に該当する場合を除き，不開示情報と規定している。

(イ) 本件不開示情報5及び9の条例第13条第3号ア該当性

本件不開示情報5及び9は、病院管理者の印影であり、記載事項の内容が真正な

ものであることを示す認証的機能を有するものであって、不特定多数の者に提示されることを予定していないものである。

本件不開示情報5及び9は、認証的機能を有するにふさわしい形状を有しており、これを開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第13条第3号アに該当するものと認められる。

したがって、本件不開示情報5及び9を条例第13条第3号アに該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

なお、本件不開示情報5及び9は、条例第13条第3号アの不開示情報に該当すると認められるので、同条第5号該当性については判断するまでもない。

ク 条例第13条第6号（審議、検討等に関する情報）該当性について

(ア) 条例第13条第6号

条例第13条第6号では、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

(イ) 本件不開示情報1のうち、「平成〇年〇月〇日審査議事録」1頁11行目1文字目から3文字目までの条例第13条第6号該当性

本件不開示情報1に係る対象公文書は、異議申立人が行った退院及び処遇改善の請求に係る鹿児島県精神医療審査会の審査議事録であることから、県の機関における審議、検討又は協議に関する情報と認められる。

審査会において、本件不開示情報1を見分したところ、本件不開示情報1のうち、「平成〇年〇月〇日審査議事録」1頁11行目1文字目から3文字目までの情報については、開示することにより、委員の自由な発言が差し控えられ、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められない。

したがって、本件不開示情報1のうち、「平成〇年〇月〇日審査議事録」1頁11行目1文字目から3文字目までについては、条例第13条第6号には該当しない。

ケ 条例第13条第7号ウ（事務又は事業に関する情報）該当性について

(ア) 条例第13条第7号ウ

条例第13条第7号本文では、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

さらに、同号本文の「次に掲げるおそれ」として、同号ウでは「評価、診断、選



考、指導等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれ」と規定している。

(イ) 本件不開示情報1及び2の条例第13条第7号ウ該当性

a 本件不開示情報1（「平成○年○月○日審査議事録」1頁11行目1文字目から3文字目までを除く。）及び2

本件不開示情報1及び2に係る対象公文書は、異議申立人が行った退院及び処遇改善の請求に係る鹿児島県精神医療審査会の審査議事録であることから、条例第13条第7号本文の「県の機関が行う事務又は事業に関する情報」に該当することは明らかである。

退院及び処遇改善の請求に基づく審査においては、精神障害者の医療及び保護のため、本人の意思にかかわらず、入院の継続等が適当であるかの判断が行われることから、審査結果と本人の意図する結果に相違が生じる場合もある。

医療保護入院の性質を踏まえて検討したところ、本件不開示情報1（「平成○年○月○日審査議事録」1頁11行目1文字目から3文字目までを除く。）については、開示することにより、審査結果等に対する不満から、委員に対する不信感や誤解が生じ、批判や攻撃を行ったり、審査結果の真偽や詳細等確かめるため、委員の業務に支障を及ぼすような行為が行われる可能性がある。

また、本件不開示情報2については、開示することにより、誤解等を避けるために、委員の自由な発言が差し控えられ、入院継続の適否等について、十分な審査が行われなくなることが予想される。

したがって、本件不開示情報1（「平成○年○月○日審査議事録」1頁11行目1文字目から3文字目までを除く。）及び2を開示することにより、当該事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

以上のことから、本件不開示情報1（「平成○年○月○日審査議事録」1頁11行目1文字目から3文字目までを除く。）及び2について、条例第13条第7号ウに該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

なお、本件不開示情報1（「平成○年○月○日審査議事録」1頁11行目1文字目から3文字目までを除く。）及び2は、条例第13条第7号ウの不開示情報に該当すると認められるので、本件不開示情報1（「平成○年○月○日審査議事録」1頁11行目1文字目から3文字目までを除く。）の同条第2号及び第6号該当性、本件不開示情報2の同条第6号該当性については判断するまでもない。

b 本件不開示情報1のうち、「平成○年○月○日審査議事録」1頁11行目1文字目から3文字目まで

審査会において、本件不開示情報1を見分したところ、本件不開示情報1のう

ち、「平成〇年〇月〇日審査議事録」1頁11行目1文字目から3文字目までの情報を開示することにより、精神医療審査会の行う退院及び処遇改善の請求に係る審査事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、本件不開示情報1のうち、「平成〇年〇月〇日審査議事録」1頁11行目1文字目から3文字目までについては、条例第13条第7号ウには該当しない。

(ウ) 本件不開示情報6，7及び11の条例第13条第7号ウ該当性

本件不開示情報6，7及び11に係る対象公文書は、異議申立人の医療保護入院に関し、精神科病院から知事に提出された定期病状報告書及び異議申立人が行った退院及び処遇改善の請求の審査に係る主治医の意見書であることから、条例第13条第7号本文の「県の機関が行う事務又は事業に関する情報」に該当することは明らかである。

本人の同意なくその者を入院させる医療保護入院の性質上、通常、公文書の記載内容と本人の病識等との間に相違が生じることが予測され、本人の今後の治療に対するの反発や拒否、関係機関に対しての業務妨害、関係者に対しての追及、攻撃等の可能性を否定することはできないものと認められる。

医療保護入院の性質を踏まえて検討したところ、本件不開示情報6，7及び11を開示することにより、今後、主治医や陳述者からの率直な意見が得られにくくなることが予想され、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示情報6，7及び11を条例第13条第7号ウに該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

なお、本件不開示情報6，7及び11は、条例第13条第7号ウの不開示情報に該当すると認められるので、本件不開示情報6及び11の同条第1号該当性、本件不開示情報7の同条第2号該当性については判断するまでもない。

コ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

別表1（諮問保第68号関係）

開示請求項目	開示請求内容
開示請求1	精神医療審査会が伊藤祐一郎知事に対して発した、当方の退院請求に関する審査結果内容
開示請求2	精神医療審査会の議事録
開示請求3	当方の定期病状報告書
開示請求4	当方の退院届

別表2（諮問保第69号関係）

開示請求項目	開示請求内容
開示請求5	平成〇年及び平成〇年の私の退院請求に関する〇〇主治医の意見書

別表3（諮問保第68号関係）

(1) 本件不開示情報1

開示請求項目	対象保有個人情報	不開示部分	不開示理由
開示請求2	精神医療審査会の 審査議事録	委員の氏名	<p>条例第13条第2号に該当 開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるため原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。</p> <p>条例第13条第6号に該当 精神医療審査会の審査結果は、退院等の請求者の意図するものと違う場合も当然あり、委員の氏名が開示された場合、委員への誹謗・中傷や不当な圧力が加えられることにより、委員の自由な発言が差し控えられ、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。</p> <p>条例第13条第7号ウに該当 精神医療審査会の審査結果は、退院等の請求者の意図するものと違う場合もあるため、委員の氏名が開示された場合、委員への誹謗・中傷や不当な圧力が加えられることにより、委員からの率直な意見が差し控えられ、入院継続の適否等について、十分な審査が行われなくなるおそれがある。</p>

(2) 本件不開示情報2

開示請求項目	対象保有個人情報	不開示部分	不開示理由
開示請求2	精神医療審査会の 審査議事録	審査内容	<p>条例第13条第6号に該当 退院及び処遇の改善について、審査過程から決定に至るまでの内容が含まれており、内容を開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響をうけるなど、精神医療審査会での率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。</p> <p>条例第13条第7号ウに該当 開示が前提となれば、精神医療審査会において、委員からの率直な意見が得られにくくなり、退院及び処遇の改善請求に係る審査事務の目的が達成できない、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれがある。</p>

(3) 本件不開示情報 3

開示請求項目	対象保有個人情報	不開示部分	不開示理由
開示請求 3	医療保護入院者の定期病状報告書	「現在の精神症状」 「その他の重要な症状」 「問題行動等」 「現在の状態像」	<p>条例第13条第1号に該当 本人の同意なくその者を入院させる医療保護入院の性質上、通常、公文書の記載内容と異議申立人の病識等との間に相違が生じ、異議申立人の今後の治療に対しての反発等が予想され、異議申立人の病状が悪化するおそれがある。</p> <p>主治医が異議申立人に病名を告知する際、現在の精神症状等を説明したと思われるが、異議申立人はこれまで一貫して自分は精神障害者ではないことを主張していることから、「現在の精神症状」等の記載内容と異議申立人の病識との間に相違が生じ、今後の治療等に対しての反発が予想されるため。</p>

(4) 本件不開示情報 4

開示請求項目	対象保有個人情報	不開示部分	不開示理由
開示請求 3	医療保護入院者の定期病状報告書	「陳述者氏名」 「続柄」 「余白の記述」	<p>条例第13条第2号に該当 開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるため原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。</p> <p>意見陳述者を誰とするかは医師の判断によるものであるため、異議申立人が主張する法令の規定により又は慣行として、公にされ、又は公にすることが予定されている情報にはあたらない。</p>

(5) 本件不開示情報 5

開示請求項目	対象保有個人情報	不開示部分	不開示理由
開示請求 3	医療保護入院者の定期病状報告書	病院管理者の印影	<p>条例第13条第3号アに該当 病院管理者の印影は、当該病院の内部管理情報であり、開示することにより、当該病院の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため不開示であり、同号ただし書にも該当しない。</p> <p>条例第13条第5号に該当 開示することにより、悪用されるなど犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示である。</p>

(6) 本件不開示情報 6

開示請求項目	対象保有個人情報	不開示部分	不開示理由
開示請求 3	医療保護入院者の定期病状報告書	「過去12ヶ月間の治療の内容と、その結果及び通院又は任意入院に変更できなかった理由を記載すること」	<p>条例第13条第1号に該当 本人の同意なくその者を入院させる医療保護入院の性質上、通常、公文書の記載内容と異議申立人の病識等との間に相違が生じ、異議申立人の今後の治療に対しての反発等が予想され、異議申立人の病状が悪化するおそれがある。</p> <p>条例第13条第7号ウに該当 開示することにより、精神医療審査会が行う審査事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な事務に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示である。</p> <p>開示が前提となれば、主治医等からの正確な情報が得られにくくなり、精神医療審査会が必要とする十分な情報を提供できなくなるおそれがある。</p>

(7) 本件不開示情報 7

開示請求項目	対象保有個人情報	不開示部分	不開示理由
開示請求 3	医療保護入院者の定期病状報告書	「生活歴及び現病歴」	<p>条例第13条第2号に該当 開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。</p> <p>開示することにより、陳述内容から陳述者が推測された場合、医療保護入院が本人の意思に関わらない入院であることを考慮すると、異議申立人が陳述者に不信感を募らせ、陳述者との間で紛争が発生する可能性があり、陳述者の権利利益を害するおそれがある。</p> <p>条例第13条第7号ウに該当 開示が前提となれば、陳述者から、生活歴や現病歴についての正確な情報が得られにくくなり、精神医療審査会への十分な情報提供ができなくなるため、医療保護入院制度の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p>

(8) 本件不開示情報 8

開示請求項目	対象保有個人情報	不開示部分	不開示理由
開示請求 4	医療保護入院者の退院届	I C Dカテゴリーの訂正印	<p>条例第13条第2号に該当 開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるため原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。</p> <p>条例第13条第5号に該当 開示することにより、悪用されるなど犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示である。</p>

(9) 本件不開示情報 9

開示請求項目	対象保有個人情報	不開示部分	不開示理由
開示請求 4	医療保護入院者の退院届	病院管理者の印影	<p>条例第13条第3号アに該当 病院管理者の印影は、当該病院の内部管理情報であり、開示することにより、当該病院の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため不開示であり、同号ただし書にも該当しない。</p> <p>条例第13条第5号に該当 開示することにより、悪用されるなど犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示である。</p>

別表 4 (諮問保第69号関係)

(1) 本件不開示情報10

開示請求項目	対象保有個人情報	不開示部分	不開示理由
開示請求 5	主治医の意見書	主治医の印影	<p>条例第13条第 2 号に該当                      開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるため原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。</p> <p>条例第13条第 5 号に該当                      開示することにより、悪用されるなど犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示である。</p>

(2) 本件不開示情報11

開示請求項目	対象保有個人情報	不開示部分	不開示理由
開示請求 5	主治医の意見書	「病状についての意見」 「退院についての意見」	<p>条例第13条第 1 号に該当                      本人の同意なくその者を入院させる医療保護入院の性質上、通常、公文書の記載内容と異議申立人の病識等との間に相違が生じ、異議申立人の今後の治療に対しての反発等が予想され、異議申立人の病状が悪化するおそれがある。</p> <p>条例第13条第 7 号ウに該当                      開示が前提となれば、主治医からの率直な意見が得られにくくなり、精神医療審査会における審査に必要な情報収集が十分にできなくなるため、退院及び処遇の改善請求に係る審査事務の目的が達成できない、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれがある。</p>